

三豊市農業委員会 8 月定例総会議事録

令和6年8月20日午後1時30分より、三豊市農業委員会8月定例総会を三豊市危機管理センター 301・302会議室において開催した。

1. 出席者、欠席者の状況

出席者 28名(農業委員23名、農地利用最適化推進委員5名)

【農業委員】 (出席○・欠席－)

1番	堀江 博	○	2番	岡根 譲	○	3番	石井 徳和	○
4番	笠原 孝弘	○	5番	奈尾 正敏	○	6番	近藤 和雄	○
7番	香川 政雄	○	8番	秋山 正伸	○	9番	大橋 正幸	○
10番	糸川 正	○	11番	三宅 幸一	○	12番	前谷 晃年	○
13番	丸岡 祐二	○	14番	安藤 弘	○	15番	長堀 和行	○
16番	藤川 剛	○	17番	菅 充司	○	18番	石原 剛	○
19番	組橋 進	○	20番	河田 進	○	21番	岡崎 和朗	○
22番	宮崎 和代	－	23番	吉田 由紀	○	24番	山岡 正士	○

【農地利用最適化推進委員】								
2番	藤村 敬	－	4番	川崎 明広	－	21番	辻 安司	－
30番	三谷 清	○	41番	矢野 直樹	○	52番	黒浜 豊	○
57番	河津 修司	○	60番	秋山 貴生	○			

2. 署名委員

14番 安藤 弘
23番 吉田 由紀

3. 傍聴人

なし

4. 事務局の出席者

事務局 長 片桐 伸尚
事務局次長 藤原 卓司
主 任 菅原 雅慶
主 任 糸川 剛史

5. 書 記

副 主 任 安藤 かほる

6. 議 題

議案第 1号 使用貸借にかかる農地返還通知の件について(報告)
議案第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知の件について(報告)
議案第 3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について
議案第 4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について
議案第 5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について
議案第 6号 農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について
議案第 7号 非農地証明願いの件について
議案第 8号 非農地通知の件について
議案第 9号 農用地利用集積計画の件について
議案第10号 土地改良法第52条第8項の規定による換地計画に対する同意について
その他の件について

7. 開会	【 午後 1 時 3 0 分 】				ついて」の番号 1 号から番号 1 5 号の 1 5 件の報告事項は、異議なしと認めます。次に進ませてください。6 ページを開いてください。議案第 2 号「農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局 長	それでは、ただ今より開会いたします。三豊市農業委員会 8 月定例総会の開会にあたりまして、堀江会長よりご挨拶を申し上げます。			事務局	議案第 2 号「農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知の件について」を報告いたします。
会 長	皆様、こんにちは。気温が 3 5 度を超える日々が続いており、朝と夕方しか農作業ができない状況となっております。県内のため池の水も減ってきているようで、畑作のミカンや柿、梨などの商品価値の低下が懸念されているとも聞いております。今まで経験したことのないような 7 月、8 月となっておりますが、委員の皆様におかれましては、農地パトロールや地域計画の策定などに尽力いただいております。体調には十分に配慮のうえ、取り組んでいただきたいと思います。本日は議案が多くありませんが、皆様にご協力いただき、スムーズな議事進行を行いたいと思います。最後までどうぞよろしくお願いいたします。				〔 議案第 2 号 番号 1 号から番号 2 号を朗読 〕
事務局 長	ありがとうございます。本日の会議にあたり、議席番号 2 2 番 宮崎 和代 委員からあらかじめ欠席する旨の連絡をいただいております。また、議席番号 1 2 番 前谷 晃年 委員から少し遅れる旨の連絡をいただいております。ただいまの出席農業委員は 2 2 名で、定足数に達しており、会議が成立いたしますことをご報告申し上げます。なお、恐れ入りますが、携帯電話をお持ちの方は、会議中は電源を切るかマナーモードに設定していただきますようお願いいたします。			議 長	ただいまの議案第 2 号の報告に関しての質疑をお受けします。みなさん、いかがでしょうか。
	それでは、総会会議規則第 6 条の規定によりまして、本会議の議長を堀江会長をお願いいたします。			一 同	〔 なしの声あり 〕
議 長	ただ今から、三豊市農業委員会 8 月定例総会を開会いたします。最初に本総会会議規則に従いまして、私から議事録署名人を指名させていただきます。それでは議席番号 1 4 番 安藤 弘 委員、議席番号 2 3 番 吉田 由紀 委員のご両名をお願いいたします。			議 長	ないようですので、議案第 2 号「農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知の件について」の 2 件の報告事項は、異議なしと認めます。次に進ませさせていただきます。7 ページを開いてください。議案第 3 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
	本日の議題につきましては、事前に送付させていただいております議案書のとおりです。それでは、これより議事に入ります。1 ページを開いてください。議案第 1 号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。			事務局	議案第 3 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の件について」説明をさせていただきます。
事務局	議案第 1 号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を報告いたします。				〔 議案第 3 号 番号 1 号から番号 1 2 号を朗読 〕
	〔 議案第 1 号 番号 1 号から番号 1 5 号を朗読 〕				以上 1 2 件につきましては、農地の権利移動の不許可条項であります、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われますのでご提案申し上げます。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。
	以上 1 5 件、当農業委員会に対しまして、使用貸借権の解約が双方合意の上、成立された旨、通知がありましたのでご報告申し上げます。			議 長	事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。
議 長	ただ今の議案第 1 号の報告に対しまして、みなさん方から何かご意見、ご質問ございませんか。			6 番	番号 1 号について説明します。譲渡人は高齢となり農地の管理が難しくなっていたところ、譲受人から売買の申出があったため今回の申請となりました。申請地は草が生えているため、譲受人が今後草刈り等を行う予定です。周辺農地への影響もなく問題ありませんので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
一 同	〔 なしの声あり 〕				
議 長	ないようですので、議案第 1 号「使用貸借にかかる農地返還通知の件に			3 番	番号 2 号について説明します。譲渡人は県外在住であり農地の管理が困難であるため、農地を管理してくれる方を探していたところ、譲受人と話がまとまり今回売買が成立しました。現地を確認したところ雑草が生えていますが、草刈りをすればじゅうぶんに農地に戻せるかと思います。譲受人は専業農家で、申請地では水稻を栽培する予定です。周辺農地への影響もなく問題ありませんので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

7	番	番号3号について説明します。譲渡人は元々譲受人宅の近所に住んでいましたが、現在は市外在住です。申請地は譲受人宅の隣にあり、以前から譲受人が借りて家庭菜園として使用しておりました。譲受人から申請地を譲ってほしいと話をしたところ、今回無償での譲渡が成立したものです。申請地は、現在も家庭菜園としてじゅうぶんに管理されております。 番号4号について説明します。譲渡人は番号3号と同じ方で、こちらの申請地も譲受人宅の隣にあります。譲受人から申請地を譲ってほしいと話をしたところ、今回の申請となりました。譲受人は水稻や麦を栽培しております。 以上2件、周辺農地の影響もなく問題ありません。ご審議よろしくお願いたします。	以上2件、周辺農地への影響もなく問題ありませんので、ご審議よろしくお願いたします。
14	番	番号11号について説明します。譲受人は、元々譲渡人の親族が勤務していた法人です。申請地は長年にわたり譲受人が借りて管理していましたが、譲渡人から譲りたいとの申し出があったことから、今回の申請となりました。現地を確認したところ、適切に管理されております。周辺農地への影響もなく問題ありませんので、ご審議よろしくお願いたします。	番号12号について説明します。譲渡人と譲受人は祖母と孫の関係で、農地の名義を譲受人にするための申請です。今後は譲受人に農業を教えながら維持管理を行っていく予定です。周辺農地への影響もなく問題ありませんので、ご審議よろしくお願いたします。
8	番	番号5号について説明します。譲渡人は申請地を相続しましたが、譲渡人が県外在住のため現在は譲渡人の母が管理しています。今回、譲受人から購入の申出をしたところ売買が成立したもので、今後はシャインマスカットを栽培する予定です。周辺農地への影響もなく問題ありません。ご審議のほどよろしくお願いたします。	ありがとうございます。担当委員さんからの説明が終わりましたので、これより質疑にはいります。みなさんご質問ございませんか。
9	番	番号6号について説明します。譲渡人と譲受人は同じ自治会です。譲渡人は高齢となり、自身の所有するすべての農地の管理が難しくなったことから、譲受人に申請地を無償で譲渡することになったものです。申請地は数年前から譲受人が水稻を作付けして管理しており、今後も水稻を作付けする予定です。周辺農地や水利組合の同意も得ており、問題ありません。ご審議のほどよろしくお願いたします。	[なしの声あり]
10	番	番号7号について説明します。譲渡人と譲受人は同じ自治会です。譲渡人は農地を相続しましたが、農業に従事していないため、農地を管理してくれる方を探していました。そこで、同じ自治会で知人でもある譲受人に話をしたところ、譲受人の農地に申請地が隣接しており条件もよかったことから、今回の申請となりました。譲受人は野菜を栽培しており、申請地は今後耕起する予定です。 番号8号について説明します。譲渡人は番号7号と同じ方で、先ほどの案件と同様に農地の譲渡先を探していたところ、知人の紹介で、申請地に隣接した農地を管理する譲受人と話がまとまったものです。譲受人は水稻と野菜を栽培しており、申請地は耕起した後、野菜を栽培する予定です。 以上2件、周辺農地への影響もなく問題ありませんので、ご審議のほどよろしくお願いたします。	ないようですので、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号12号についてお諮りします。ご異議ございませんか。
11	番	番号9号について説明します。申請地は、相続により譲渡人が管理していましたが、居住地から遠いため譲渡先を探していたところ、今回譲受人と売買が成立したものです。譲受人は多くの農地を管理しており、農作業に常時従事しています。申請地はタケノコ畑で、収穫可能な状態で管理されており問題ありません。 番号10号について説明します。先ほどの案件と同様、申請地は相続により譲渡人が管理していましたが、居住地から遠いため譲渡先を探していたところ、今回譲受人と売買が成立したものです。譲受人は多くの農地を所有する法人であり、申請地の周辺でも多くの農地を管理、運営しています。申請地は少し草が生えていますが、今後は野菜を栽培して管理していく予定です。	[異議なしの声あり] 異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号12号の12件は、適当と認めます。次に進ませていただきます。11ページをお開きください。議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。 議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の説明をさせていただきます。 [議案第4号 番号1号から番号8号を朗読] なお農地区分につきましては、番号4号及び番号8号は国又は地方自治体の補助を受けて整備された農地でありますので第1種農地に該当します。第1種農地は原則不許可ですが、本件は「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当し不許可の例外に該当します。その他はすべて第2種農地です。以上8件につきましては、営農条件および市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性および周辺農地への被害防除措置から判断する、一般基準に適合していると思われますので、ご提案申し上げます。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。
11	番	番号9号について説明します。申請地は、相続により譲渡人が管理していましたが、居住地から遠いため譲渡先を探していたところ、今回譲受人と売買が成立したものです。譲受人は多くの農地を所有する法人であり、申請地の周辺でも多くの農地を管理、運営しています。申請地は少し草が生えていますが、今後は野菜を栽培して管理していく予定です。	事務局の説明が終わりました。引き続き備考欄に委員説明がある案件について、担当委員さんから順次説明をお願いします。

6	番	番号2号について説明します。申請地には以前から倉庫が建っておりますが、地目が農地のままであったため、無断転用解消のための申請です。周辺農地への影響もなく問題ありません。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。	資材置場、作業場として使用予定です。周辺農地への影響もなく問題ありませんので、ご審議よろしくお願ひします。		
議	長	ありがとうございました。担当委員さんからの説明が終わりましたので、これより質疑にはいります。みなさんご質問ございませんか。	9番	番号7号について説明します。譲渡人と譲受人は、以前は同じ自治会の住人でありました。譲受人は、約20年前から申請地を有償で借りて駐車場や資材置場として使用していましたが、双方で話し合った結果、今回売買を行うものです。周辺農地への影響もなく問題ありませんので、ご審議よろしくお願ひします。	
一	同	[なしの声あり]	11番	番号8号について説明します。借人は土木建設業を営んでおり、土砂採取及び建設残土による農地造成を行うための一時転用の申請です。造成後は牧草の栽培を予定しています。水利組合の同意も得ており、周辺農地への影響もなく問題ありません。	
議	長	ないようですので、議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号8号をお諮りいたします。ご異議ございませんか。		番号9号について説明します。借人は製造販売を行っており、現在の駐車場や資材置場が手狭になったことから、隣接する申請地を借りて駐車場等を拡張している無断転用解消のための申請です。周辺農地への影響もなく問題ありません。	
一	同	[異議なしの声あり]		以上2件、ご審議よろしくお願ひいたします。	
議	長	異議なしと認めます。よって、議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号8号の8件は、適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。14ページをお開きください。議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。	20番	番号10号について説明します。申請地2筆のうち1筆は展示場として使用されており、今回4条申請を行うにあたっての無断転用解消のための申請です。周辺農地への影響もなく問題ありません。ご審議よろしくお願ひいたします。	
事務局		議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」番号1号から番号10号の10件につきまして、ご説明いたします。	議	長	ありがとうございました。担当委員さんからの説明が終わりましたので、これより質疑にはいります。みなさんご質問ございませんか。
		[議案第5号 番号1号から番号10号を朗読]	一	同	[なしの声あり]
		なお農地区分につきましては、番号3号、番号6号及び番号8号は国または地方自治体の補助を受けて整備された農地でありますので第1種農地に該当します。第1種農地は原則不許可ですが、番号3号、番号6号は「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当し、番号8号は「申請に係る農地又は採草放牧地を仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地又は採草放牧地を供することが必要と認められるもの」に該当し、いずれも不許可の例外に該当します。その他はすべて第2種農地です。以上10件につきましては、営農条件および市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性および周辺農地への被害防除措置から判断する、一般基準に適合していると思われますので、ご提案申し上げます。ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。	議	長	ないようですので、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号10号についてお諮りいたします。ご異議ございませんか。
議	長	事務局の説明が終わりました。引き続き備考欄に委員説明がある案件について、担当委員さんから順次説明をお願いします。	一	同	[異議なしの声あり]
			議	長	異議なしと認めます。よって議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号10号の10件については、適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。17ページをお開きください。議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
8	番	番号5号について説明します。こちらにつきましては、併せ利用地と申請地に鉄骨スレート造りの作業場が建っており、農地部分の無断転用解消のための申請です。譲渡人は県外在住でこちらに帰る予定がないため、不動産会社を通じて譲受人との売買が成立したものです。譲受人は建設業で、主にリフォームや土木作業を行っており、申請地を購入後は	事務局		議案第6号「農地法第5条第1項の規定による事業計画変更申請の件について」ご説明いたします。
					[議案第6号 番号1号を朗読]
					なお農地区分につきましては、第2種農地です。以上1件につきましては、営農条件および市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実

		性および周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われますので、ご提案申し上げます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。
議 長		事務局の説明が終わりました。委員説明はありませんので、これより質疑にはいります。みなさんご質問ございませんか。
一 同		〔 なしの声あり 〕
議 長		ないようですので、議案第 6 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による事業計画変更申請の件について」の番号 1 号についてお諮りいたします。ご異議ございませんか。
一 同		〔 異議なしの声あり 〕
議 長		異議なしと認めます。よって議案第 6 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による事業計画変更申請の件について」の番号 1 号の 1 件については、適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。1 8 ページをお開きください。議案第 7 号「非農地証明願いの件について」事務局の説明を求めます。
事 務 局		議案第 7 号「非農地証明願いの件について」 ご説明いたします。
		〔 議案第 7 号 番号 1 号を朗読 〕
		非農地証明事務処理要領の非農地の認定基準によりますと、番号 1 号は「耕作の事業を行う者が、その農地(2 アール未満のものに限る。)を自らの耕作又は養畜の事業のための農業経営施設(堆肥舎、畜舎、納屋等)の用に供する場合」に該当すると判断されます。よろしくご審議の程お願いいたします。
議 長		事務局の説明が終わりましたので、続けて担当委員さんから順次説明をお願いします。
1 1 番		番号 1 号について説明します。現地を確認したところ、申請地には既に納屋が建っており、周辺はすべて宅地となっております。日光が入るのも申請地の真上のみということで、非農地証明が妥当と判断されます。ご審議よろしくをお願いいたします。
議 長		ありがとうございました。担当委員さんからの説明が終わりましたので、これより質疑にはいります。みなさんご質問ございませんか。
一 同		〔 なしの声あり 〕
議 長		ないようですので、議案第 7 号「非農地証明願いの件について」番号 1 号をお諮りいたします。ご異議ございませんか。
一 同		〔 異議なしの声あり 〕

議 長		異議なしと認めます。よって議案第 7 号「非農地証明願いの件について」番号 1 号の 1 件については適当と認め、非農地証明書を交付することと決定いたします。次に進ませていただきます。1 9 ページをお開きください。議案第 8 号「非農地通知の件について」事務局の説明を求めます。
事 務 局		議案第 8 号「非農地通知の件について」を説明いたします。
		〔 議案第 8 号 番号 1 号から番号 4 号を朗読 〕
		よろしくご審議の程、お願い申し上げます。
議 長		事務局の説明が終わりましたので、これより担当委員からの説明をお願いします。
4 番		番号 1 号について説明いたします。現地を確認したところ、破竹と木が生い茂り、農地に復旧する見込みはありませんので、非農地通知が妥当と思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
8 番		番号 2 号について説明します。現地を確認したところ、竹や雑木などが茂り、農地としての再生は困難な状況です。非農地通知が妥当と思われるので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
2 番		番号 3 号について説明いたします。現地を確認したところ山林の状態になっており、現況としては非農地通知が妥当と思われるので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
2 0 番		番号 4 号について説明します。現地を確認しましたが山林化しており、農地に復旧する見込みはありません。非農地通知が妥当と思われるので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長		担当委員さんからの説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。何かご質問はございませんか。
一 同		〔 なしの声あり 〕
議 長		ないようですので、議案第 8 号「非農地通知の件について」お諮りをいたします。ご異議ございませんか。
一 同		〔 異議なしの声あり 〕
議 長		異議なしと認めます。よって議案第 8 号「非農地通知の件について」番号 1 号から番号 4 号の 4 件につきましては対象地を農地法第 2 条第 1 項に規定する農地に該当しないと判断し、非農地通知等を関係者に送付することとさせていただきます。2 1 ページをお開きください。議案第 9 号「農用地利用集積計画の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局		議案第 9 号「農用地利用集積計画の件について」を説明いたします。この農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法の第 1 8

条第1項の規定に基づき農業委員会の決定が求められています。21ページから31ページまでの農業者相互の貸借権の設定については件数18件、面積5.8ヘクタールでございます。また農地中間管理機構を介した一括方式による貸借につきましては32ページから41ページまでとなっております。農地の管理者から香川県農地機構への貸付と、農地機構から耕作者の転貸を一括して掲載しております。耕作者に転貸する件数は17件であり、面積は4.0ヘクタールとなっております。以上、利用権の設定計35件の申し出につきましては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件にあります、すべてにおいて耕作の事業を行うこと、耕作の事業に必要な作業に常時従事すること、対象農地を効率的に利用することができることの、3つの要件を満たしております。ご審議よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。何かご質問はございませんか。

一同 [なしの声あり]

議長 ないようですので、議案第9号「農用地利用集積計画の件について」お諮りします。ご異議ございませんか。

一同 [異議なしの声あり]

議長 異議なしと認めます。よって、議案第9号「農用地利用集積計画の件について」は35件すべて適当と認め、決定といたします。42ページをお開きください。議案第10号「土地改良法第52条第8項の規定による換地計画の同意について」事務局の説明を求めます。

事務局 議案第10号「土地改良法第52条第8項の規定による換地計画の同意について」の説明をさせていただきます。

[議案第10号を朗読]

議長 事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。ご意見、ご質問ございませんか。

一同 [なしの声あり]

議長 ないようでございますので、議案第10号「土地改良法第52条第8項の規定による換地計画の同意について」の案件は、同意することによろしいでしょうか。

一同 [異議なしの声あり]

議長 異議なしと認めます。よって、議案第10号「土地改良法第52条第8項の規定による換地計画の同意について」の案件は、異議なしと決定いたします。本日本定していました議案の審議は以上です。ありがとうございました。

その他の件

1. 農地法第5条第1項の規定による許可の取消について

許可日 令和6年2月19日
申請人 (譲渡人) A
(譲受人) B
申請地 三豊市高瀬町 田
三豊市高瀬町 田
許可を受けた権利の種類 貸借権の設定
取消理由 転用計画の変更

2. 農地法第5条第1項の規定による許可申請の取下について

申請日 令和5年9月29日
申請人 (譲渡人) C(持分2分の1)
D(持分2分の1)
(譲受人) E
申請地 三豊市詫間町 田
権利の種類 所有権移転
取下理由 転用計画の中止

3. 農業経営改善計画の認定について（通知）

4. その他

(1) 9月定例総会について

日時 令和6年9月20日（金）午後1時30分
場所 三豊市危機管理センター3階 301・302会議室

(2) 定例農事相談について 【時間 13：30～16：00】

相談日	開催場所	相談委員	
9月9日（月）	危機管理センター1階 打合せコーナー1	高瀬町：笠原 孝弘	高瀬町：近藤 和雄
		山本町：三宅 幸一	財田町：山岡 正士

(3) 今後の予定

月 日	会議名等	開催場所
8月23日（金）	農業委員会県外視察研修	愛媛県大洲市

(4) 配布物

・普及センターだより第180号

閉会 【午後 3時20分】

以上、議事録の正確なることを証するため、下記に署名する。

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____